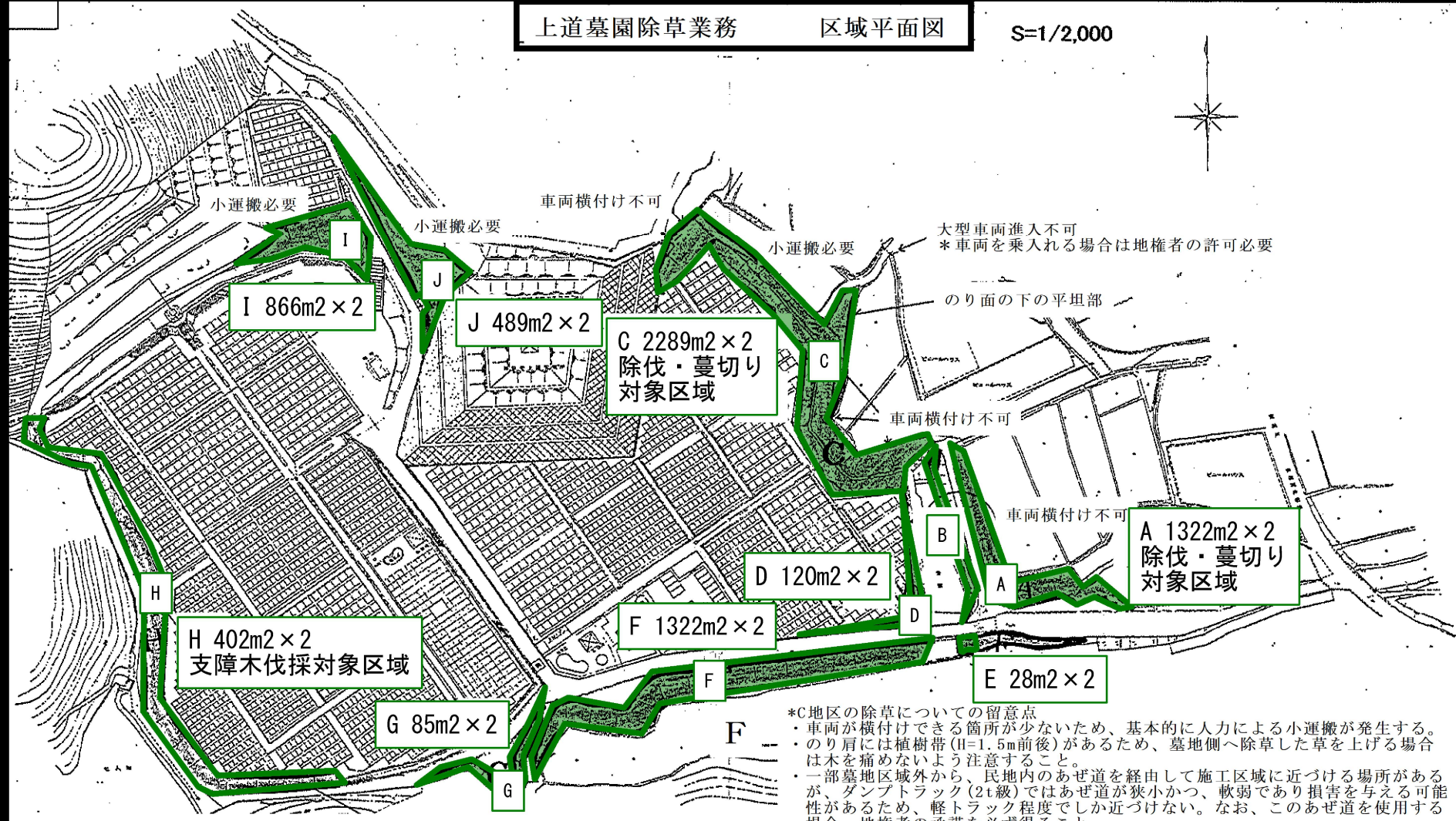
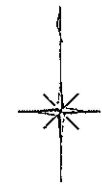


上道墓園除草業務

区域平面図

S=1/2,000



小運搬必要

車両横付け不可

大型車両進入不可
* 車両を乗入れる場合は地権者の許可必要

小運搬必要

小運搬必要

のり面の下の平坦部

車両横付け不可

車両横付け不可

*H地区の除草についての留意点
・法面を額縁状に除草(W=1.0m)する。
・雑木の一部伐採あり。(伐採箇所については、市監督員を協議するもの。)

*C地区の除草についての留意点
・車両が横付けできる箇所が少ないため、基本的に人力による小運搬が発生する。
・のり肩には植樹帯(H=1.5m前後)があるため、墓地側へ除草した草を上げる場合は木を痛めないよう注意すること。
・一部墓地区域外から、民地内のあぜ道を経由して施工区域に近づける場所があるが、ダンプトラック(2t級)ではあぜ道が狭小かつ、軟弱であり損害を与える可能性があるため、軽トラック程度でしか近づけない。なお、このあぜ道を使用する場合、地権者の承諾を必ず得ること。